

令和8年度那覇市学校給食残菜回収業務委託(8月-3月)に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定により制限付一般競争入札を実施するため、同令第167条の6及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

(1) 件名	①令和8年度那覇市学校給食残菜回収業務委託(8月-3月)(A地区) ②令和8年度那覇市学校給食残菜回収業務委託(8月-3月)(B地区) ③令和8年度那覇市学校給食残菜回収業務委託(8月-3月)(C地区)
(2) 履行場所	「仕様書」のとおり
(3) 仕様	「仕様書」のとおり
(4) 様式等	那覇市ホームページからダウンロード
(5) 履行期間	契約締結日から令和9年3月31日

2 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札開札日時	令和8年7月31日(金) 午前10時
(2) 入札開札場所	那覇市役所本庁舎10階 1002AB会議室 (那覇市泉崎1丁目1番1号)

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日まで(要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
(2)	本店所在地の市町村税を滞納していないこと。
(3)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
(4)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。)
(5)	代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。 ① 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。 ② 暴力団又は暴力団員の統制下にないないこと。 ③ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
(6)	沖縄県内に本店又は支店等を有している者であること。
(7)	那覇市長から一般廃棄物(食品残渣)収集運搬業において許可を受けていること。

4 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

5 質問の方法・回答

(1) 質問の方法	質問書(市指定様式)に質問内容を記載し、学校給食課へFAXにて提出すること。 ※FAX送信後は確認のため学校給食課へ電話すること。
(2) 質問期限	令和8年7月24日(金) 午後2時
(3) 質問書に対する 回答方法	令和8年7月29日(水)までに那覇市ホームページに質問及び回答を掲載する。

6 入札の方法

(1) 入札方法	入札書(市指定様式)による紙入札
(2) 入札時提出書類	1 入札書(市指定様式) 2 代理人が入札するにあつては委任状(市指定様式) 3 印鑑証明書(複写可)
(3) 入札書の記載方法	入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)が契約金額となる。

7 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)	入札に参加する資格のない者がした入札
(2)	委任状を持参しない代理人のした入札
(3)	入札書が所定の日時までに提出されない入札
(4)	同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
(5)	入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
(6)	連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
(7)	入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
(8)	入札書に記名押印(代表者の場合は印鑑登録届出印、代理人の場合は代理人の印)を欠いた入札
(9)	誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
(10)	入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
(11)	鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
(12)	再度入札(2回目・3回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
(13)	郵送による入札
(14)	その他入札の条件に違反した者が提出した入札

8 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。

9 契約保証金

那覇市契約規則第30条第6号イの規定に基づき免除する。

10 落札者の決定の方法

(1)	入札ならびに開札後、落札候補者を決定する。落札候補者は資格審査書類を提出し、入札参加資格の条件を全て満たすことを確認できた場合、その者を落札者とする。 ※詳細は「制限付一般競争入札心得」を参照
(2)	同価の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札候補者を決定する。
(3)	落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

11 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに次の書類を提出すること。

(1)	入札参加資格審査申請書(市指定様式)
(2)	市町村税完納証明書(本店所在地の市町村)
(3)	商業登記簿(履歴事項全部証明書)
(4)	誓約書(市指定様式)
(5)	那覇市一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

12 その他

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、入札ならびに開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、入札ならびに開札は延期とする。延期後の日時は、那覇市ホームページへ掲載する。

13 お問い合わせ先

那覇市教育委員会 学校教育部 学校給食課 学校給食グループ (担当:玉城)
電話 098-917-3507 FAX 098-917-2328